

第 39 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県総合射撃場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。